

第4回定例会一般質問

2019・12・4

(堤 県議)

まず消費税増税の関係です。

消費税率の5%減税と、富裕層への課税強化について、消費税率が10%に引き上げられ、2ヶ月が経ちました。

大分商工会議所の景気動向アンケート調査では、今年7月から9月の景況DIは、前期マイナス6.9から6.4ポイント下降のマイナス13.3となり、3期連続のマイナス域で、前回調査よりも悪化しているとされ、さらに消費税率の引き上げにより、年明け以降も厳しい予測が多いとまとめられています。

私も、大分市内の中小小規模事業者などに話を聞きましたが、ある料飲業者はラグビーワールドカップなどがあり、9月10月は全く客が出てこなかった。その上、消費税の増税では営業が続けられない。

建設関連では、深刻な人手不足に加え、材料費の高騰や単価の据え置きで仕事が回らない。

さらに消費税申告についても、複数税率の申告が大変、数年後には、本格的にインボイスの導入が待っており、経理ができないなど、不安と悲痛な声が多いのが状況です。

私は、こうした県民の声にこたえ、これまでも議会のたびに、消費税増税中止を求めて参りました。

県民には、増税によって333億円もの負担増を押し付ける一方、年金削減や医療介護の負担増を求めるなど、社会保障に消費税が使われてこなかったのは、これまでの実態を見れば明らかです。

日本共産党は、大企業等への優遇税制の是正や、株取引に対する課税強化や、116億円もするような戦闘機を147機体制にまで拡大する爆買いなどの無駄遣いをやめて、消費税の廃止を目指し、当面5%に戻すことを提案しています。

県として、消費税減税とあわせ、富裕層や大企業には能力に応じた、課税を行うように国に求めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

(知事)

消費税について、10月から消費税率が10%に引き上げられ、また、新たに軽減税率制度が導入されたことにより、様々な影響が懸念されておりました

が、国や商工団体と連携した取組等により、大きな混乱はなかったと考えております。

県内の景気動向については、11月の日銀大分支店の調査によると「基調としては緩やかに回復している」とされ、個人消費は「非耐久消費財の一部や家電、乗用車などで、消費増税前の駆け込みとその反動減がみられるものの、全体として堅調に推移している」とされており、消費税引上げに伴う需要変動の平準化対策が一定の効果を上げていると思います。

今回の消費税率の引上げは、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、財政健全化への内外の信認を得て、世界に誇るべき社会保障制度を次世代へ引き継ぐために、避けて通れないものと受け止めています。

また、消費税率の引上げによる増収分を活用し、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材や保育士の処遇改善、低年金の方々への年金生活者支援給付金の創設などを実施することとしており、全世代を通じた社会保障の充実につながるものと考えています。

ご指摘のあった、企業に対する税制については、経済がグローバル化する中で、企業の国際競争力への影響や海外移転による経済活力や雇用機会の喪失などの問題もあり、慎重に検討する必要があります。国においても、このような考え方のもと、国際的に見て高いとの指摘がある日本の法人実効税率について、課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保しながら、国際的に遜色のない水準まで引き下げるなど、経済の競争力強化に取り組んでいるものと考えています。

株取引に対する課税強化については、平成26年1月から、税率が20%に引き上げられたところですが、本年9月に取りまとめられた、政府税制調査会の中期答申では、金融所得について「今後の課税のあり方については、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである」とされており、まずは国の動きを注視したいと思っています。

今後とも、少子高齢化の進展に伴って、社会保障給付費の急激な増加が見込まれる中、国民が広く負担する消費税率の引上げは、社会保障を国民全体で支えていくという理念に合致し、持続可能な社会保障制度の確立とそのための安定財源の確保、財政健全化のために必要なものであると考えております。

(堤 県議)

反動減が見られるということですが、国の経済指標がほとんど悪化しています。経済産業省然り全国中小企業団体中央会がやった10月の景気動向についても、10月の小売りの販売実績は前年同月比の7.1%減です。

11兆900億円も減少しているわけです。11月の月例経済報告でも、景気は輸出を中心に予算が長引いているという発表もされてるわけです。すべての指標が悪化になっているわけです。

知事として、10月11月県内の中小企業併せて県民への影響はどうであったのかということ再度伺いたします。

もう一つ、社会保障の財源をずっとこれまでも議論して参りました。消費税も確かに税収の一つですから、社会保障を支えるというのは当たり前の話だと思うんです。

ただ、法人税・所得税が歳出を支える割合、減税等によってそれが減少して、消費税はその割合が増えてきている。逆転しているわけですね。

以前消費税が、導入されたが直下比率の見直しと言われた。それでは余りにも人气がよくないということで、数年後には、社会保障の財源のため、財政再建のためということで上場やっているとというのが実態ですね。

知事もご存知だと思いますけども、法人税が当初40%だったのが今現在は23.2%で、個人の所得税も70%だったのが今は45%です。

証券優遇税制はもともと20であったのを減税して元に戻しただけです、別に増税をしてないんですね。だから、そういうふうなことを考えてみると、やはりこの消費税というのは、その穴埋めとして、社会保障として使ってきたというふうに見せかけのような形で、所得税と法人税に穴埋めさせたというのは、実態だと思う。そういう認識はございますか。

(知事)

二つご質問があったと思いますけども景気の現状及び見方ということでございますけれども、先ほど冒頭、堤議員からお話のあった商工会議所につきましては、6、7月ごろの推移でございますから、その時には、かなり景気が落ち込んでいたというお話がありました。

現に国の方の調査でも、景気が良くないのではないかと、ちょっと落ち込んでいないかという心配をされていた時期もあったと思います。そういう流れの

中であつたのではないかと思います。

そういう中で、あえて消費税の税率引き上げをやったわけでございますけれども、事態を心配されたんですけれども、いろいろ反動減対策を打ったり、或いはまた公共事業のようなことによりまして、何とか維持をしようという努力もあつたと思ひますけれども、私ども大分県としましては、加えてラグビーワールドカップの消費・拡大がありました。

そういうこともありまして、全体として景気への悪影響は心配されるほどではなかつたというのを認識しております。

それからもう一つ今回の消費税の引き上げ、その前に、むしろ直接税の方で対応すべきではないかご指摘でございますけれども、お話ありましたように、法人税実効税率は一応 40%、所得税も個人所得税も非常に高い税率であつたわけでございますけれども、それがむしろ耐えられなかつたというのが、現在の現状ではないかなというふうに思ひます。

グローバリゼーション等々によりまして、直接税がそれだけ高いのはなかなかないと、従つてそこは少し上げざるを得ないということ。

他方、社会保障等々の財政需要は非常に高まつてきているということで、それでは広く皆さんに負担してもらふ消費税の導入かという事があの時の議論だつた。

その後、社会保障関係に直接という事でさらに、消費税の趣旨が決定したということではないか。

(堤 県議)

もともと税制の基本は応能原則ですよ。能力に応じて納めると、所得の再配分機能というのが、税金の基本だと思ふんですよ。

そういうことで、国際競争力の強化として現状しましたよというお話でしたけれども、どうしてその部分が、内部留保として 450 兆円近くも置かれて、預金・現金も 13 兆円近くあるわけですから、そういうことでどうしてたまるんですか。減税すれば、その減税した分のお金が、本来景気対策で設備投資だとか、いろんな個人消費のための施策、賃金を上げるとか、本来そういう所に回るべきものでしょう。

それが全部、内部留保という形に移つてしまつている。だから景気が良くならないんですよ。

GDP見てると世界の中で成長が止まった国というのは日本だけです。そういうような点では、この消費税の増税というのは、日本の成長を抑えてしまっているということがいえると思います。

そういうふうな認識を、私としてはぜひ持っていただきたい。大分県内の県民、本当に末端の小さな中小業者の方々は、増税によって本当大変なんです。そういうふうな状況も理解していただきたいと思いますがそれどうですか。

(知事)

議員ご指摘のように税負担というのは非常に国民にとって大変なことだというふうに思います。

特に消費税というのは、制度そのものが国民の皆さんに広く薄く負担をしていただくということになるわけですから、実質、負託方法はむしろ所得の低い方には、大きなことになるわけですから、だからこそ消費税率の引き上げということについては長年議論があって、そして何回か延期をされたということもあるわけですから。

しかし他方、社会保障財源もなかなか伸びて行かない。財政の健全化、特に財政に対する国際的な信頼ということからも、このまま放置できないということで、今回踏み切ったということではないかというふうに思います。

議員がおっしゃるように大変なことだと思いますけれども、そののところについて、そういった意味でご理解を頂くということに引き続き努力をしていくのが大事だと思う。

(堤 議員)

引き続き我々は減税求めてやっていきます。借金が増えてきていて、1000兆円を超えているわけです。財政再建でもないし、減税をすることだけによって企業が、今海外から日本国内に帰ってこようとしています。賃金がそんなに差がなくなりましたので。だから個人消費はやっぱ温めなければいけないのに、消費税の増税は本当に駄目です。

減税するとか廃止するという方向性を、私はこれからも是非知事と議論していきたいと思っております。

続いて県職員の働き方についてお尋ねします。まず、職員定数です。

知事部局のなど一般行政の職員定数は、正規職員では、2003年度の4645人から2019年度には3804人と841人減少。非正規職員も同じく779人から603人と、176人減少しています。いずれも、行財政改革で削減されたものです。

また、各年度末時点の病気休職者数は延べ人数で285人、現職死亡数は71人、うち21人が自殺となっています。

2017年には、過労死を受け、県として業務改善を行うといったにもかかわらず、昨年6月に再び過労を原因とする自殺が起きていました。

イベントや日常業務が増える中、職員数だけが削減されてきており、その結果として職員に対する労働強化が強まっていると考えますが、その認識はあるでしょうか。

職員定数の増員こそが、解決の方法と考えますけれども、まず答弁をお願いします。

続いて、会計年度任用職員制度についてです。

2017年度に改正された、地方公務員法及び地方自治法に基づき、来年4月から会計年度任用職員制度が導入されます。

この導入により、待遇面では一定の改善が図られますが、将来的には、正規職員定数のさらなる削減や非正規雇用の固定化と拡大が行われる危険性があります。

地方公務員法は、サービスの安定性と質を確保するため「公務は任期の定めのない常勤職員が中心となって担う」という無期限任用の原則を持っています。そこで伺います。

まず1点目は、正規職員から非正規職員に置き換わり、非正規職員雇用が固定化・拡大するのではないのでしょうか。

2つ目には、職員定数の削減と更なる外部委託が進むその後を危惧いたします。

3点目は、すべての自治体職員の給与・労働条件が切り下げられるのではないかという危惧です。

4点目は、国による人件費抑制の攻勢に対し、交付税措置の増額をどのように求めていくのか、最後に、会計年度任用職員の給与と各手当について、毎月の給与を下げ期末手当で措置ということはないのでしょうか。

以上、5点についての答弁を求めます。

(知事)

まず私からの職員定数についてお答え申し上げます。

私は、知事就任直後から危機的な財政状況に直面する中で、常任行革の精神の下、聖域なき行財政改革に取り組んでまいりました。

特に、歳出総額の約3割を占める人件費については、職員の理解をいただきながら、身を切る思いで定数の削減を行ってきました。

定数削減にあたっては、できるだけ職員の負担が増加しないよう、組織のフラット化や総務系事務の一元化など、職員が効率的に職務を遂行できるよう、工夫しながら進めてきたところです。

この結果、今年度の職員定数は3,804名となっておりますが、一般行政部門における人口10万人当りの職員数は、人口の類似する24県中12位と中位に位置しており、平均的な人員が確保できているものと考えています。

一方で、喫緊の課題である少子高齢化・人口減少への対応や頻発する災害などに、限られた職員数で的確に対応していくため、県民ニーズが薄れている、あるいは効果が上がっていない事業は廃止するなど、業務のスクラップ・アンド・ビルドを徹底していきます。

加えて、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が見込まれる中、官民ともに人材確保が困難になることが予想されることから、公務職場においても更なる生産性の向上を図ることが大変重要であります。

I o T、A I、ロボットといった、様々な先端技術が世の中のありようを変えようとしています。県庁内でも、これをうまく取り入れ活用することで、業務の省力化と効率化を図ってまいります。

これまでも、例えば、手書きや手計算で行ってきた年間約26万件にも及ぶ旅行命令をはじめ、休暇や手当等の総務系事務の手続きをシステム化するなどして、効率化を図ってきました。

更に、今年度から、新たな取組としてR P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）を実証導入し、これを活用した9業務では、年間業務時間の約3割、4,272時間を削減できると見込んでいます。

このように、業務効率化に取り組んだ上でも、なお現行の職員数で対応困難な職務があれば、その採用枠を拡大することとしており、児童虐待の相談件数が年々増加している児童相談所については、今年度に引き続き、来年度も児童福祉司等を増員したいと考えています。

今後とも、職員の負担が増加することのないよう、業務の徹底した効率化を進めるとともに、職員の業務量を十分に勘案し、実態に応じた人員配置に努めてまいります。

(総務部長)

私の方には、会計年度任用職員制度につきまして、5点の質問をいただきました。

まず1点目につきましては、正規、非正規いずれの職員を配置するかは、業務の性質や量により判断している。具体的には、「相当の期間任用する職員を就けるべき業務」には正規職員を、それ以外の業務には非正規職員を配置しており、非正規雇用が固定化・拡大することはない。

2点目でありますけれども、今申し上げましたような考え方に基きまして、毎年度、職員数を見直しており、さらなる定数削減は考えていない。また、外部委託化については、業務の効率化とサービス水準の維持の観点から導入を検討するものであり、今回の制度改正により影響を受けるものではない。

3点目につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴い、人件費の増加が予想されるが、単に財政上の制約を理由に、正規及び非正規職員の給与・労働条件を切り下げることは考えていない。

4点目につきまして交付税措置については、九州地方知事会や全国知事会として、国に地方財政計画への確実な計上を求めたところ。

最後の5点目であります。会計年度任用職員の給与水準については、類似する職務に従事する常勤職員との権衡を踏まえて定めることとしている。結果として月収が減少しても、新たに支給される期末手当も含めれば、年収ベースでは増額になるものと考えている。

(堤 県議)

県民ニーズに基づいて色々なものがあるもの、いろいろあるわけですが、具体的に廃止をしていこうというのものもあるわけですが、具体的にどういふところの廃止を今検討されているかということで1つ、総務部長の今の答弁の中で1番目の、非正規の固定化・拡大することはないといえるその根拠は一体何なのかという点。

それともう一つは、最後の5点目、これ一番やっぱ心配。結局期末手当によ

って年収は一緒だが週とか月によっては違うわけです、金額下がるということがあるわけです。毎月生活しているので、そういう点はやっぱり切り下げをしないような方向を考えないといけないと思うが、そこら辺はどうでしょう。

(総務部長)

まず1点目のニーズが薄れている事業等についてであります。これにつきましては毎年度いわゆる事務事業の見直しということ、県庁のすべての事業についてやっておりますので、そういった事業見直しの中で、ニーズが薄れている、或いは効果が薄れている事業について見出して行ってそれをスクラップ・アンド・ビルドしていくということもありますし、今、職員からの具体的な業務の見直し提案を求めておまして、そういった見直しの中でも、効果のすべての事業について見直しを期待していきたいというふうに考えております。

2点目の非正規雇用が固定化・拡大することはないということについてでありますけど、これにつきましては今回の制度改革によりまして正規と非正規の考え方が決定的に変わったわけでありませぬので、今の制度が変わっていない以上、今回の制度改革で、固定化したり拡大するということはないものというふうに考えております。

最後の5点目の月収、或いは週給ベースの給与の関係でありますけど、これにつきましては基本的に同一労働・同一賃金の考え方のもとで、類似する常勤職員の方との権衡を踏まえて、月収の水準等を設定することから、月収ベースでは下がるという場合もありますけども、期末手当も含めれば、全体としては増えますので、そういったことも含めてご理解いただきたいというふうに考えております。

(堤 県議)

その月収だから下がるというのをね、対策で何か検討しないといけないかと思うんですよ。

毎月生活するわけですから、年に一遍生活するわけじゃない。だからそういう点を具体的に、危惧がどうだというような検討をした形跡があるのかということを再度聞くし、やっぱり地方自治体は住民の行政サービス向上が一番基本だと思うんです、地方公務員の任用と勤務状況のあり方というのは、住民がその地域で暮らし続けるために必要なサービスを担うものとするべきだと思うんです。

けども、この今回の会計年度任用職員制度については、こういう地方公務員としての基本的なスタンスは全く変わりはないというふうにとらえていいんでしょうか。

(総務部長)

月収ベースで下がるのではないかということにつきましては、これはいろんなところで、ご指摘の議論になっていることは承知しております。これはやっぱり今回の制度の見直しでは基本的には常勤の職員されている権衡図ということが一つの趣旨でありますので、この点についてはご理解いただきたいなというふうに考えております。

それから地方公共団体の責務或いは地方公務員の責務は、公共サービスを提供することだというふうに思っていて、それにつきましては、今回の制度改正でそれを壊すものでも何でもありませんので、その点についてはこれまでと変わってないというふうに考えております。

(堤 県議)

次に教員の変形労働時間制についてお伺いします。

今国会において教員の勤務時間を1年単位で管理をする変形労働時間制を導入し、学期末の労働時間を延長する代わりに、夏休み期間中に休日をまとめ取りできるようにする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置を給特法の改正案が審議をされ、昨日参議院の文科委員会で、可決をされたところであります。

同時に、原則1日8時間以内となっている労働時間を、繁忙期については1日上限10時間に拡大するものでこの法案に対し現場では、「1日の所定労働時間が10時間になれば、そこに職員会議などが入り、授業準備などその後の時間外にやらざるをえなくなる。結局は、労働時間が長くなるだけ」「定時後の授業準備は結局、自発的勤務となり、残業代も支給されない」と危惧の声が出されています。

また、参議院の文科委員会には参考人として出席した神奈川過労死等を考える会の代表は、見かけの時間外労働が減っても、この時期の労働時間が合法的に増え、過労死を促進してしまうとその弊害を指摘しております。

県でも、2017年6月に、中学校の先生が過労死した事件は、大きな波紋を広げました。この事件の根底にある教員の長時間労働を見ると、大分市教育委員会の小中学校では、2018年度の12月から3月までの間、ひと月の時間外勤務、については過労死ラインを超える、80時間を超えていた教員は、4ヶ月間で延べ467人と、5.5%を占めています。

特に3月は2115人の体制に対して、153人で7.2%と、平均より多くの残業していたことが明らかです。

また、全県立学校では、2018年度、月80時間以上時間外勤務をした職員が延べ、1746人で6.8%、100時間以上では775人と、3.0%上っており、今年に入ってもこの傾向には変わりはありません。

今回、所定勤務時間を延長する時期を、学校行事等で多忙となり、教員の過労死の事案が多いと言われる4月6月10月としていることも大問題です。

現場の先生から話を聞くと、「仕事の量は全く減らない、定員不足が深刻である」「今でも夏季休暇に5日間年休を取るように言われるが、年休を取った人の学校に出てきて仕事をするし、休日に出てきて仕事をしている」などの声が上がっています。

こうした問題点を踏まえて、まず1点目は、当事者である教員の意見を反映させる労使協定がないまま、変形労働時間制を自治体条例で導入できるとしていることは、現場の声を無視することと同じであり、県教育委員会の判断により決めることができるということになると考えますが、どうでしょうか。

次に、給特法第3条の時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しない規定はそのまま、労働基準法第37条の割増賃金の支払いを適用除外にすることは、まさにサービス残業を助長することになります。どうでしょうか。

3点目は、特別な事情がある場合の時間外勤務の上限である、月100時間、年720時間を超えた場合の、罰則がないことについて、歯止めが全くないため、いくらでも時間延長でき、過労死促進と言わざるをえません。いかがか。

4点目は、厚生労働省の、「2018年度版過労死等防止対策白書」では、教職員調査結果によると、所定勤務時間を超えて業務を行う理由は業務量が多いために69.6%で最多。

次に、予定外の業務が突発的に発生するたためが53.7%となっています。ここからいえることは、教員の長時間労働の改善は、抜本的な業務量の削減や教員の大幅増員とともに、4%の教職調整額の支給と引き換えに時間外勤務手

当を支給せず、際限のない長時間労働の実態を引き起こしてきた給特法の改正こそ必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、同白書では、一番忙しかった時期は4月、次いで3月、10月となっていますが、過労死が多い月に、勤務時間の延長時期を設定しようとするのは、さらなる過労死を促進することに繋がると考えますがいかがでしょうか。以上5点に対する答弁を求めます。

(教育長)

教員の変形労働時間制についてお答えをいたします。

まず、1点目につきましては、地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めることとする勤務条件条例主義から、条例によるものと理解をしております。

なお、条例を制定するとなれば、職員団体には丁寧に説明をしていきたいと考えております。

2点目、3点目及び5点目につきましては、国においては、勤務時間の上限、(月45時間、年間360時間)これに関するガイドラインを踏まえて、在校等時間を縮減することが、変形労働時間制導入の前提とされております。

県教育課としても、勤務時間の上限に関する方針を策定するとともに、市町村教育委員会にも、策定を促し連携して、勤務時間の縮減に取り組んでいきます。

4点目につきましては、研修・会議の縮減や専門スタッフ外部人材の一層の活用などによって、教員の負担軽減を図るとともに、教員定数の充実を引き続き国へ要請をして参ります。

給特法の改正につきましては、中央教育審議会において、様々な議論がされて、勤務時間管理の徹底と、上限ガイドラインの実効性を高めることが、今年の1月に答申をされて、それを踏まえて、改正法案が出てきたというふうに承知をしております。

(堤 県議)

ガイドラインでは確かに360時間以内というふうになっていますけれども、実際には年間720時間を超えた場合本来は罰則があります。

しかしそれは罰則がないという状況の中で、意図的に360時間以上超えれば、

自主的な活動という形で残業とみなさないとか、超過勤務 4 項目以外の活動ということで、認定をするという、そういう問題点あると思う。

そういった点からすると、さっき言ったとおり長時間労働しているわけですよ。業務改善をして、いろんなことをしてきた結果が今だこういう状況です。

そういう点では、今回の 10 時間勤務だとかね、繁忙期に長時間して、そのあとまた自主的活動とって残業時間になっちゃうわけでしょう。

そういうような問題点があるというのは、しっかりと認識をしているのでしょうか。再度、その点をお伺いいたします。

(教育長)

今の答弁で申し上げましたように、今回の背景となっておりますことは、月 45 時間、年間 360 時間、この上限ライン以内に何とか抑え込みたいということが、まず前提としてあるということでもあります。

超えるのではないかよりも、まず超えないように、いろんな手を打とうと。そのためには、当然文科省としても、そのための業務改善について、今年度内に通知を出して、どういう点でどういう面で、業務を削減していくのかということの通知が出てその上で、この法の適用自体は、法が通ります再来年の 4 月からということでございます。

その間にしっかりと対応しながら、第一段階としてそれをやっていくという考え方であるというふうに理解をしております。

(堤 県議)

360 時間を超えないようにしていると言うけども、いろいろ通知を出しても実際超えている。提出書類を少なくするとか業務改善をいろいろやってきたわけですよ。しかし実態は違うんじゃないですか。

大分市の義務制では、今年の 4 月から 7 月までの 4 ヶ月が、80 時間超が 458 人の 5.36%です。県立高校はさっき言った通り 100 時間を超えている。こういうような実態が今でもあるにもかかわらず、これが導入されると 360 時間以内に絶対できるとか、通達出したらできるとかそんな甘いものじゃないですよ。

県教委として、各市町村義務教育制の勤務時間の実態把握を实际しているんですか再度聞きます。

(教育長)

勤務時間の実態把握についてですが、県立学校では設備を備えて、客観的な把握が出来るようにと労基法上でもなっています。市町村についても、その点についてはしっかり指導してきております。

現実に関、長時間勤務があるという状況は、我々も把握をしておりますので今もやっておりますけれども、さらに業務改善、何が出来るかということをつとつとつ取り組んで、第一段階としてこの方法が出てきているわけですから、その点をしっかり踏まえて、できるだけ長時間をなくすという方向に努力をしていきたいと考えております。

(堤 県議)

県立学校はそういう形できちっとしていると。義務制の任命権者はどこ。

(教育長)

人事面の任命権者は県教育委員会であります。

学校そのものの管理上については、市町村教育委員会がしっかり時間管理をするということは当然のことです。

(堤 県議)

人事管理は県教委がしないといけないわけでしょう。人事管理というのはその人がどういう働き方するか県教委がまとめて、どういう状況になっているかというのは掴まなきゃいけないでしょ。そういう方向は考えていますか。

それとも市教委任せにして、全体のやつ集めて分析しようという、考えは全くないんですか。あるとすれば、どういう形でしょうと考えていますか。

再度求めます。

(教育長)

管理者として市町村教育委員会は、どれだけ働いているかということは、データとして上がってきますから、それも踏まえながら、我々としてもどういふふうに対応すれば、業務の時間削減になるかということには対応していく。

人事権があるから即管理して、縛っていけばいいじゃないかという話ではなくて、市町村協議としっかり連携をしながら対応していくということです。

(堤 県議)

誰も縛れと言っていないです。つまり市教委から出たやつをきちっと県教委としても検討して、それで全体的な状況を考えていく、これ当たり前のこと。

それを今するというふうに言ったわけですね、再度確認します。

(教育長)

今申し上げましたように、これまでもその点についてはやってきておりますし、客観的にまだ完全に把握できてないというところについても指導しておりますので、その時間がどういう状況かということのデータは、我々がきちんと発行して、その分析をしていくということは当然のことです。

(堤 県議)

次に国民健康保険税の引き下げについて、厚生労働省は、国民健康保険税の引き上げを抑えたり、引き下げたりするために一般会計から国民健康保険特別会計に独自に公費繰入れを行う市町村に対し、国からの交付金を減らすペナルティー措置を2020年度から導入する方針とされています。このペナルティー措置を新たに設けるのは、国民健康保険の「保険者努力支援制度」により国が出す交付金においてです。今でも取組が進んでいる自治体に対し交付金を増やす仕組みがありますが、2020年度からは、公費繰入金削減の取組を進めれば交付金を増やす「アメ」、解消の取組を進めないと交付金を削減する「ムチ」を用意し、市町村と県の双方に設けるようになっています。

しかしこれまでも公費繰入れについては「自治体の判断でできる」と国会でも答弁されていますが、この考え方に変わりはないのでしょうか。答弁を求めます。

また本年第2回定例会において、国民健康保険問題に関して、県は猿渡県議への答弁で「国民健康保険は、協会けんぽ等と比べると、高齢者や所得の低い方の加入割合が高く、構造的に財政基盤が弱い」との認識を示しました。その対策として、国に「毎年度、国庫負担の引き上げを求めている」と、これまでと同様の答弁を繰り返しました。低所得者等にとって国民健康保険税の支払いは生活を続けるに当たって大きな負担となっています。

今年6月の滞納世帯数は17,569世帯で、全世帯に占める割合は10.9%、資格証明書数は2,056世帯で滞納世帯に占める割合は11.7%、

差押え件数に至っては3,027件で、滞納世帯に占める割合は17.2%にも上っています。各市町村では財政が厳しい中でも一般会計からの繰入れ等で何とかしのいでいるというのが現状です。国民健康保険財政の運営責任が県に移行した以上、県として法定繰入とは別に法定外繰入を行い、国民健康保険税の全体的な引下げを行うべきと考えますが答弁を求めます。

(福祉保健部長)

国民健康保険税について、まず公費繰入れに関する国の方針についてですが、保険者努力支援制度については、来年度から法定外繰入れなど一部の評価指標にマイナス点が設定されることとなった。

これについて国は、ペナルティを科し、あるいは罰則を付すものではなく、国保改革に伴って拡充された公費の配分について、一部メリハリを強化するものであるとしている。

この見直しは、法定外繰入れの早期解消を図るなどの目的で導入されるものであるが、法定外繰入れは自治体の判断によるという国の方針に変わりはないものと認識している。

次に県の法定外繰入れについて、国民健康保険は、全国一律の制度であるため、国の責任において、被保険者の負担が過度にならないようにすべきだと考える。

したがって、県として保険税の引下げを目的とした法定外繰入れを行うことは考えていない。

(堤 県議)

財政制度等審議会の中でこの問題が議論されて、自治体からの一般会計からの繰り入れについて、規律ある保険財政の運営と言えないと。財政制度審議会ですから、財界の代表がきているわけですね。

国保税引き上げの抑制のために頑張っている自治体に、真正面で攻撃を加えているようなものです。

この自治体の引き上げを抑制するための努力についての考え方に、県としてどのように考えていますか。

(福祉保健部長)

国保特会の法定外繰り入れを行っている市町村というのは30年決算で大分市はやっています。

その他の市町村については、国保特会における赤字の繰り入れというのはやっておられません。

それぞれの市町村ごとに、保険事業ですとか、保険料の引き下げのための様々な努力をやっております。

県もやはり、国保制度維持するとか、そのために必要なことだということで、市町村と一緒にしまして、医療費の過度な増大や負担は招かないように、私どもと一緒に住民の自発的な健康づくりですとか、糖尿病性腎症の生活習慣病発症の予防とか、重症化防止の取り組みなどを一緒にやっているところです。

そうした形で、保険料・保険税を下げるといった取り組みをしているところでございます。

また収入につきましても、保険税の確保とか、法定の公費で賄うということですので、そういったところについてもしっかりとこれとあわせて、国庫負担の引き上げなど、国による財政の支援の強化を求めているところ。

(堤 県議)

2020年度の納付金算定において、新たに過去3年分の実績を用いる方法等が今提案されていますよね。

今回の算定において、保険税の状況はどうかというふうに考えているか、厚労省が地域の実情に応じていると答弁されましたが、適切な推計方法を定めるように求めていますけども、これらを勘案して保険税の引き下げを実施できるのではないかと思うんですけども、検討はどうでしょう。

もう一つ厚労省は、各都道府県に納付金・標準保険料の試算に必要な仮係数を通知しており、県として11月20日までにその試算結果を国に報告しなさいというふうになっていますが、その結果の状況というのはどうかお伺いいたします。

(福祉保健部長)

保険税の算定につきましては、標準的な保険料算定をしているところです。これは全国同じような考え方でやっているのと承知しております。

11月20日までにどんな結果になっているのかというのは、手元に資料がございませんので、後ほどお持ちしたいと思っています。

引き下げがどうなるかというところについては、特に今のところ詳細分析しておりません。

(堤 県議)

20日の問題については、後でゆっくり聞かせください。

次にメガソーラー建設問題について、日出町の藤原地区の城山の麓に、「合同会社日出メガソーラー」による、約15haにソーラーパネル約5万5千枚を設置するメガソーラー建設計画が持ち上がり、地元や日出町議会で大きな問題となっています。

地元の住民は、会社説明会などにおいて再三にわたり「災害が起きる可能性がある」などの理由を示し、明確に建設反対の意思表示をしてきました。また、県に対しても「土石流危険地域・急傾斜地を含み、災害発生により地区住民の命と身体に危険が及ぶ。また絶滅のおそれのある動植物が生息している」として、林地開発許可を出さないよう求めてきました。私も現地の住民と一緒に現場を見て、急峻な地形と巨石が多数あり、水源涵養保安林と接していることなどを確認してきました。「里山を一度壊せば二度と元の森には戻らない。雨水に対する保水力がなくなり一気に流れ落ちる危険性や、光害、作物への影響など、こんな所に作ってはならない」と痛感しました。地元住民のこの思いを受け止め、県として林地開発許可を出すべきではないと考えますが、答弁を求めます。

また、私は第3回定例会でも野津町のメガソーラー建設計画における会社の対応について、「2億5,000万円から12億5,000万円の損害賠償額が発生するとして、反対運動を押さえ込もうとした」ことの問題点を指摘しました。

今回の日出町のケースでも、会社代理人という東京の弁護士が、住民が開発に同意しないことを「事業に対する営業妨害である」とした上で、「仮に、貴殿の違法・不法な行為が原因で本件太陽光発電所の事業が中止、または調達期間の短縮などの不利益が生じた場合には、当社は、貴殿に対して、損害賠償請求その他の法的措置をとる」という内容証明郵便を送付してきました。

開発に「同意をする・しない」は住民の当然の権利であり、業者から言われ

るものではないと考えます。このような文章を送ってくるのは正にスラップ訴訟による脅しとしか言いようがありません。全く「コミュニケーションをとる」とは言えないではありませんか。県としての認識はいかがでしょうか、また「同意する・しないは住民の権利である」と考えますが、併せて答弁を求めます。

さらに、日出町に行く途中、東九州自動車道からも別大国道からも山麓にソーラーパネルが並んでいるのが見えます。自然と観光で売り出している大分県として、この景観の現状をどう認識しているのでしょうか、答弁を求めます。

(農林水産部長)

日出町のメガソーラー建設計画について、林地開発許可は森林法に基づくもので、1haを超える開発行為を行う場合には、県知事の許可が必要となっている。

その許可にあたっては、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの基準を満たす必要があり、県では審査要領を定め、これにより適正に審査している。

審査の結果、林地開発許可申請が基準を満たしている場合には、森林法ではこれを許可しなければならないとされている。

なお、「環境の保全」に関しては特に重要であることから、県は事業者に対し、環境の保全に関する地域住民との合意形成を求めており、一貫して行政指導を行っている。

その際には、開発計画に関する丁寧な説明を行うことや、事業者が住民からの意見に誠実に対応することが重要と考えている。

こうした環境の保全に関する合意形成の判断は、地域住民の意思が尊重されるべきものであり、今後も住民不安の払拭に向け、事業者への粘り強い行政指導を継続する。

(土木建築部長)

景観の保全について、本県は緑豊かな自然に加え、人々の暮らしや文化、歴史に育まれた良好な景観に恵まれている。

議員ご質問の日出町においても、海山など豊かな自然と歴史的な町並みなど特色ある景観を有している。このように美しい景観を良好に保ち、将来に伝えていくことは大事であり、快適な住環境の確保や観光振興にも資するものと考え

える。

こうした中、日出町が本年12月1日に景観行政団体となったところ。県では従来から、地域の特性を活かし、きめ細かに対応することの重要性から、景観行政団体は基礎自治体である市町村が主体となって担うべきと考えており、今後は日出町が地域の実情に応じた景観計画や景観条例を策定し、景観の保全や形成に取り組んでいくこととなる。

県としても、日出町の取組を支援し、連携しながら地域の特性に配慮した景観行政を推進していく。

(堤 県議)

その現場を見たことはありますか。

(農林水産部長)

直接足を踏み入れたということはないですが、道路から通るときに、よく見させてもらっています。

(堤 県議)

私もずっとこう眺めてみたらね、本当に日出町の真ん中で、拡大で写真撮るとパネルが見える、それぐらいの状況です。

いつの議会か、知事は大分県には自然や温泉、そういうすばらしい資産がある、というような発言をされていました。

あれを見たときに、それで本当に自然景観が保たれるのかと思った。でもあそこはもう開発してパネルがあります。

しかし、これから開発する地域というのは、景観もやっぱり大事だと思う。国会でもこのメガソーラーが非常に問題になっている。

確かに一方では、太陽光発電という再生可能エネルギーが推進しなきゃならない。ただ、地元同意が得られない、自然を破壊してしまうというようなメガソーラー建設については非常に問題がある。

全国知事会からもそういうふうな提言が出されています。メガソーラーの建設については、地元の住民との合意等を法的にもきちんとして欲しいというような要請も知事会の方から出ていると思う。

コミュニケーションというのは、当事者同士がちゃんと話し合いをして、納

得の上でどうするかというのが本来です。

しかしそういうことがないまま、こういう内容証明が来るということは、一方的にコミュニケーションを企業側が崩してしまうということに繋がると思うが、認識はどうでしょう。

(農林水産部長)

私も今言われた文章をちょっと入手して拝見させていただきました。確かに最後のところのくだりを見ると、私もちょっと不安になるなという感じもありました。

そういった意味で、しっかりと住民の皆さんと事業者が丁寧に説明をすることが大事だということを改めて感じておりますので、そういった指導を引き続きやっていきたいと思えます。

(堤 県議)

文章読まれたのなら、本当にいいと思えます。回答書も地域住民の方から出ておりますので、これもぜひ読んでいただきたい。

内容証明を出しておいて、果たして心の底からそういう話し合いができると思えますか。

ああいう内容証明じゃなくて、業者側というのは営利企業ですから、何回でも話し合いというのはすべきです。その中で、当事者同士話し合いを進めていってどうするか決める。

最終的にここの地住民の方は、もう建設は嫌だ、駄目だというのを明確に出している。

机上の計算ではないか、災害が起きるのではないかと、非常に大きな問題点があるわけです。

私は県の姿勢は非常に評価しています。中部振興局は申請について、何回もくるが地元の同意が大事だというようなことで、その場で受け付けしていない。

これ僕は非常に、素晴らしいと思う。この姿勢を最後まで貫いて欲しいんです。じゃないと向こうはいろんな形で来ますからね。

企業というのは営利ですから、今のうちにしておかないと、18年にフィットの関係で下がってしまいますから、そういった点でも向こうは慌てるわけです。

ですから、そういう姿勢で、県として地元住民の立場に立って、地元合意は守っていくというふうなことをね、ぜひ再度認識を新たにさせていただきたいんですけども、再度お聞きします。

(農林水産部長)

この林地開発に関しては、法が定めた基準ということとあわせて、環境保全に関して、地域との合意形成というのを県の方で追加をして設定しております。

そこには、やはり地域住民とのしっかりとした合意形成が必要になってきますので、その要綱に基づいて引き続き指導していきたいと思えます。

(堤 県議)

そういう住民の声を尊重して、相談窓口の振興局は、住民のいろいろな心配事の相談には親身に乗って欲しい。それはぜひお願いしたい。

知事にちょっと聞きますけども、この前の議会の時に、野津町のメガソーラー問題でスラップ訴訟ではないかというふうなことに對して、知事はこう答えています。

「お互いに誠意を持って話をする。どういうふうに考えているのか。それに対して、住民は何が心配なのかということ、誠意をもって話し合いをすること。そうしてある程度話が詰まってくるというのが大事な事。その姿にはなかなか、今9月の印象では遠いなというふうな感じがした」という答弁をしておりますけども、私とその紹介した先ほどの内容証明、同意がない場合には、訴訟も辞さないというふうなことを言っているわけですけど、これでコミュニケーションが取れているというふうには知事としての認識はあるのでしょうか。

(知事)

私はまだ本件について受け付ける段階ではないんじゃないかと。私もまだ関知しておりませんが、森林法に定める要件の中には、誠意をもって地元の同意を得ることが大事だということを言っています。そのためには、誠意を持って話し合いをし、説明してもらおうということは大事で、そういう誠意を尽くすという事が非常に大事だという議員ご指摘の点はその通りだと思います。

今の事実関係はどういうことになっているか、判断は差し控えますけれども、考え方としてはそういうことではないかと思う。

(堤 県議)

全国でも大分県内でも、今から風力発電だとか太陽光発電とか、いろいろ計画があるんです。

そういうところに対して県としての基本的なスタンスというのは、現状も持っていると思うが、それをはっきりと指し示していくことが、地元住民の方々の合意を得る、地元住民を応援するという意味からも非常に大事なことだと思う。

そういう点で、この前の議会と今回の関係で太陽光発電問題についての、県としてのスタンスはよくわかりました。

これからも、ぜひそういうスタンスに立って、住民の方と一緒にやっていただきたいという事を強く求めて今日の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。